

令和5年度

# 柏市スタートアップ立地支援補助金

## 申請要領

### ■申請受付期間

令和5年9月1日(金)～令和6年3月29日(金)

※申請期間内であっても、予算上限に達した場合は申請受付を終了します。

### ■申請書類

申請書は以下のページでダウンロードできます。

柏市スタートアップ立地支援補助金

[https://www.city.kashiwa.lg.jp/shoko/startup/startup-  
ricchishienhojokin.html](https://www.city.kashiwa.lg.jp/shoko/startup/startup-ricchishienhojokin.html)

(柏市オフィシャルウェブサイト)

### ■お問い合わせ先（受付時間：平日8：30～17：15）

柏市 経済産業部 商工振興課

電話番号 04-7167-1141

送付先 〒277-8505

柏市柏五丁目10番1号

## 目 次

1. 制度概要 .....	2
2. 目的 .....	2
3. 補助対象者 .....	2
4. 主な補助対象施設及び対象事業.....	5
5. 補助対象経費.....	6
6. 申請受付期間・補助上限／補助率・補助対象となる期間 .....	7
7. 申請から補助金交付までの一般的な流れ.....	8
8. 書類提出先及び提出書類 .....	9
9. 注意事項・その他 .....	12

## 1. 制度概要

項目	概要	詳細ページ
対象者	創業開始から10年未満のスタートアップであり、別で定める基準に該当し、各種手続きを適正に実施する者	p.2
対象施設	補助対象者が新たに設置した本社又は研究施設等	p.5
対象経費	賃料	p.7
今年度補助対象となる期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日の間で 申請のあった期間 (最大で12か月分)	p.7
補助上限 (補助率)	最大100万円 (1/2以内)	p.7
申請受付期間	令和5年9月1日(金)～令和6年3月29日(金)	p.7
制度に関する連絡先	柏市役所 商工振興課 スタートアップ立地支援補助金担当 電話番号：04-7167-1141	p.9

## 2. 目的

本事業は、新たな事業分野の開拓や革新的な技術開発等が見込まれるスタートアップに対し、柏市スタートアップ立地支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、スタートアップの市内立地促進を図り、その集積をもって本市の地域産業の振興に資することを目的とする。

## 3. 補助対象者

### (1) 補助金の対象者（以下、補助対象者という）の要件について

補助対象者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 立地する施設の賃貸借契約をする日より前に、市長に対し市内への立地計画認定申請手続きの書類提出を行い、正式に受理されていること。但し、令和5年4月1日から柏市スタートアップ立地支援補助金交付要綱の施行日までに立地した場合については、立地する施設との賃貸借契約後、令和6年3月29日までの間に立地計画認定申請手続きを実施していること。

イ 本補助金の申請手続きを最初に実施する日時点で、創業開始から10年未満であること。

ウ スタートアップであり、以下のいずれかに合致する者であること。

(ア) 大学発ベンチャーとして認定されている者

(イ) 国立研究開発法人又は独立行政法人からベンチャーとして認定されている者

(ウ) 経済産業省から、J-Startup 又は地域版 J-Startup として選定されている者

(エ) 申請日から遡って2年以内に、柏市が共催する KOIL STARTUP PROGRAM 参加

企業として選定され、プログラムを終了した者

(オ) 申請日から遡って2年以内に、内閣府の官民研究開発投資拡大プログラムの「スタートアップ・エコシステム形成推進事業」におけるアクセラレーションプログラムに参加した実績がある者

(カ) 国内のインキュベーション施設等を経て、新たに立地する者

(キ) その他、市長が認める者

エ みなし大企業でないこと。

オ 本補助金の交付申請の日前に終了した直近の事業年度の決算に係る損益計算書に記載された経常利益の額が3,500万円未満であること。

カ 市税を滞納していない者であること。

キ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 対象者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者

(イ) 次のいずれかに該当する行為をした者。但し、以下に該当する行為であっても、継続的に、反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者又は法令上の義務の履行としてするもの若しくは、その他正当な理由がある者を除く。

- 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為
- 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(ウ) 事業活動を行うために必要な法令を遵守していない、公序良俗に反する等、その他市長が不適当と認める事業を行う事業者でないこと

## (2) 各用語の定義について

### ア 立地とは

企業が本社、研究施設等（以下「施設等」という。）を市内に設置することをいう。  
但し、インキュベーション施設等に立地する施設等を除く。

### イ 本社とは

当該企業の管理支配に関する業務が行われている事務所又は事業所をいう。但し、法人登記簿謄本上の本店に限る。

### ウ インキュベーション施設等とは

創業初期段階にある事業者の事業拡大や成功を支援する目的のもと、通常よりも安価な賃料で事務所スペースを提供したり、事業の立ち上げに関する専門家によるサポートを提供したりする施設の内、以下に定める起業家育成施設をいう。

#### ● インキュベーション施設等

1. 東葛テクノプラザ
2. かずさインキュベーションセンター
3. 千葉大亥鼻イノベーションプラザ
4. 独立行政法人中小機構基盤整備機構が管理及び運営を行うインキュベーション施設
5. その他上記同様に公的機関により設立されたインキュベーション施設

### エ 中小企業者とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者を指す。

#### ● 中小企業基本法第2条第1項

業種分類	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

### オ スタートアップとは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を目指すものをいう。

### カ みなし大企業とは

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者を除く。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資し

ている中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

#### 4. 主な補助対象施設及び対象事業

(1) 補助金交付の対象となる事業用施設（以下、対象施設）及び事業（以下、対象事業）の要件について

補助対象となる対象施設及び対象事業は次に掲げるものとします。

対象施設	対象事業
<p>補助金交付の対象となる対象施設は、補助対象者が新たに立地した、次に掲げる施設のいずれかであること。但し、対象施設は、申請事業者1者につき、1事業所までとする。</p> <p>(1) 市内に新たに立地する施設等 (2) 市内で事業を発展させるため、インキュベーション施設等を退去し、市内に新たに立地する施設等 (3) その他地域経済の活性化に資するものとして市長が特に認める施設</p>	<p>補助金交付の対象となる対象事業は、補助対象者が行う次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 新たに設置した対象施設で行う事業 (2) 新たに設置した対象施設が操業を開始してから3年以上継続する見込みのある事業</p>

(2) 補助対象外の施設及び事業

対象施設が以下のいずれかに該当する場合は、補助金の対象から除外する。

- ア 新たに立地する施設等が、共同利用型のコワーキングスペースや登記や郵便受付等の使用のみを目的とした施設等であること
- イ 新たに立地する施設等が、操業を開始してから3年以上継続する見込みがないこと
- ウ 新たに立地する施設等が、補助対象者以外が賃貸借契約をする施設であること
- エ 新たに立地する施設等が、補助対象者と貸主に利害関係がある施設であること
- オ 新たに立地する施設等が、補助対象者の住居の用に供するものであること
- カ 新たに立地する施設等が、補助対象者の事業従事者かつ正規雇用者が在籍していることが確認できないなど、事業用施設として稼働していることが認められないものであること

### (3) 各用語の定義について

#### ア 操業とは

立地計画の認定を受けた施設等の設備の全部を事業の用に供することをいう。

#### イ 事業従事者とは

立地計画の認定を受けた工場等において、当該認定に係る事業に従事する者（当該事業を行う者が雇用する者に限る。）をいう。

#### ウ 正規雇用者とは

事業従事者のうち、常時雇用される労働者で、次のいずれにも該当するもの（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。）をいう。

ア 雇用期間の定めがない者であること。

イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。

## 5. 補助対象経費

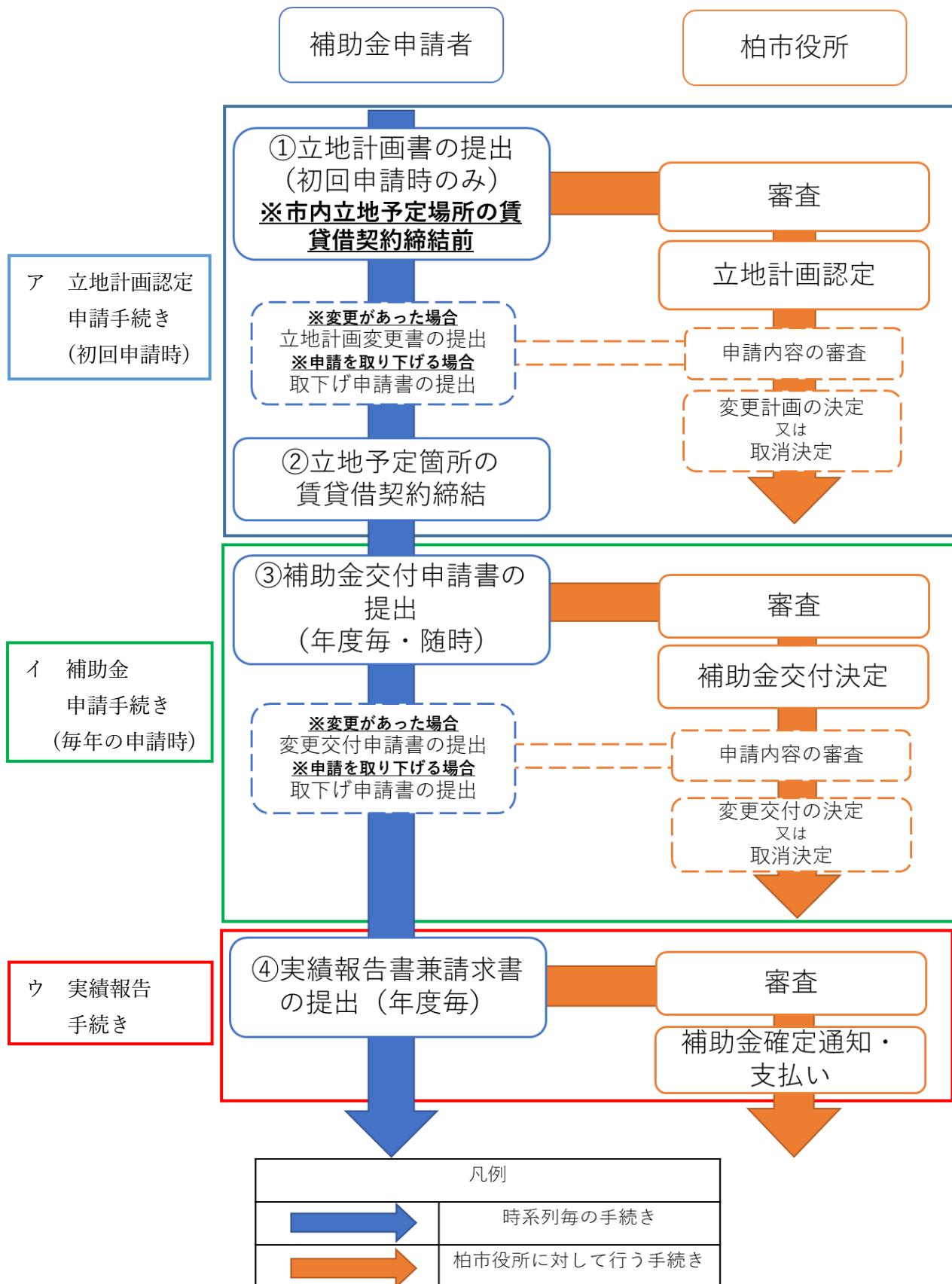
補助対象となる経費は対象事業に係る**対象施設の賃料（税抜き）**とする。但し、次に掲げるものは補助対象外とする。

対象外経費
(1) 敷金
(2) 礼金
(3) 各種保険料
(4) 共益費
(5) 駐車場代
(6) 光熱水費
(7) その他市長が直接施設の賃借に要しないと認める経費
(8) 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
(9) 市外の事業所等のために利用されたもの
(10) 支出が完了していることの確認がとれないもの
(11) 補助対象期間外の賃料
(12) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの

## 6. 申請受付期間・補助上限／補助率・補助対象となる期間

申請受付期間	令和5年9月1日(金)～令和6年3月29日(金)
補助上限額・補助率	100万円・1/2以内
補助対象となる期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日（最大12か月分）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象経費の1/2の額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。</li><li>・補助対象者が、本制度と同様の経費について、他の補助金の交付を受けている場合、補助額の上限は、他の補助金を含めて、補助対象者が支払った賃料分までとする。</li><li>・補助額の計算においては、以下の金額を比較し、いずれか低い金額を補助するものとする。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 月額賃料 × 対象期間 × 1/2</li><li>(2) (月額賃料 - 別制度の補助額) × 1/2</li></ul></li><li>・補助対象施設が操業開始後3年未満で事業活動が終了する場合、過去に支出した本補助金の返還を求めるものとする。</li></ul>

## 7. 申請から補助金交付までの一般的な流れ



## 8. 書類提出先及び提出書類

### (1) 書類提出先

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

柏市役所 商工振興課

スタートアップ立地支援補助金担当 宛

電話番号：04-7167-1141

### (2) 提出書類一式

#### ア 立地計画について

##### ア) 認定申請手続き

※原則、事務所設置に係る賃貸借契約の締結前に申請が必要

- ・下記必要書類の提出後、審査の上、認定（不認定）を行います。
- ・認定決定とは、立地計画を認定するもので、認定企業及び認定計画への補助金交付を決定・保証するものではありません。

必要書類
①【第一号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金 立地計画認定申請書
②【第二号様式】立地計画
③立地予定の物件概要がわかる資料
a) 位置図（住宅地図の写し可）
b) 物件案内（パンフレット等）
c) 賃借する区画・居室等の平面図及びフロアマップ
d) その他（上記a～cの他、物件の概要がわかる資料）
④申請企業の概要がわかる資料
【法人の場合】
a) 会社定款
b) 商業登記簿謄本の写し（発行から3月以内の履歴事項全部証明書）
c) 決算報告書の写し（直近3カ年分）
d) 会社案内
e) 関連会社（親子関係を含む）のわかるもの（関連会社がある場合）
【個人事業主の場合】
a) 個人事業の開業届出書の写し
b) 直近3カ年分の確定申告書の控えの写し（第一表及び青色申告決算書又は白色申告取支内訳書の写し）
⑤事業実施に必要な許認可証の写し
⑥【第三号様式】誓約書・同意書
⑦【第四号様式】提出書類一覧
⑧その他市長が必要と認める書類

イ) 立地計画の変更申請手続き

- ・当初の立地計画から、立地に係る事業及び物件の概要や操業予定期等に変更が生じる際には、申請が必要となります。事前にご相談ください。

必要書類
①【第五号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金 立地計画変更認定申請書
②【第二号様式】立地計画
③立地予定の物件概要がわかる資料
④申請企業の概要がわかる資料
⑤事業実施に必要な許認可証の写し
⑥【第四号様式】提出書類一覧
⑦その他市長が必要と認める書類
※ ③, ④については、当初の立地計画から変更のあった資料について添付すること

ウ) 立地計画の取下げ手続き

- ・予定している立地計画の遂行が不可能となり、計画の取下げが生じる際には、手続きが必要となります。事前にご相談ください。

必要書類
①【第六号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金 立地計画取下書

イ 交付申請について

ア) 交付申請手続き

※原則、立地計画申請手続きと同時期から準備が必要

- ・下記必要書類の提出後、審査の上、交付（不交付）決定を行います。
- ・交付決定とは、補助対象事業者及び補助対象事業を決定するもので、事業完了後の最終的に交付する補助額を決定・保証するものではありません。

必要書類
(1) 共通して必要な書類
①【第七号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金 交付申請書
②賃貸借契約書の写し
③市税の納税証明書（発行から3月以内のもの）
④【第四号様式】提出書類一覧
⑤その他市長が必要と認める書類
(2) 2年目／3年目の申請時に必要となる書類
(法人の場合)
①商業登記簿謄本（発行から3月以内の履歴事項全部証明書）
②資本金の金額及びその出資者のわかるもの
③補助金の交付申請の日前に終了した直近の事業年度の決算に係る損益計算書

(個人事業主の場合)

- ①個人事業の開業届出書の写し
- ②申請日の直近1年分の確定申告書の控えの写し（第一表及び青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の写し）

イ) 申請内容の変更手続き

- ・立地計画の変更に伴い、申請内容に変化が生じた際は、下記必要書類の提出後、審査の上、交付（不交付）決定を行います。
- ・本手続きを行う際は、事前に立地計画の変更手続きも必要となります。事前にご相談ください。

必要書類

- ①【第八号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金 変更交付申請書
- ②賃貸借契約書の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

ウ) 申請の取下げ手続き

- ・予定している立地計画の遂行が不可能となり、補助金申請の取下げが生じる際には、手続きが必要となります。事前にご相談ください。

必要書類

- ①【第九号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金 交付申請取下書

ウ 実績報告及び補助金交付請求手続き

- ・下記必要書類の提出後、審査を行い、補助額の確定及び支払いを行います。
- ・補助額は、実績に基づくため、当初の交付決定額から減額になることがあります。

必要書類

- ①【第十号様式】柏市スタートアップ立地支援補助金実績報告書兼請求書
- ②対象経費の支払いが完了したことがわかる資料（領収書の写し 等）
- ③その他市長が必要と認める書類

## 9. 注意事項・その他

### (1) 決定の取消し及び返還

補助事業者が次のア～エのいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部の取消し及び返還を命じる場合があります。

- ア 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- イ 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。
- ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者であることが判明したとき。

### (2) 補助対象施設継続義務期間の設定

補助金の交付を受けて操業を開始した補助対象施設は、操業を開始したその日から3年間の事業継続義務を負う。操業開始後3年未満で事業活動が終了する場合、過去に支出した本補助金の返還を求めるものとする。

### (3) 本制度の対象施設に関する制限

本制度の申請事業者は、一者につき一事業所等まで本制度を利用することができる。また、補助期間は最大で連続した3年（36ヶ月）までとする。

### (4) 同一代表が務める別法人による申請の制限

同一代表が務める法人が複数ある場合において、本制度の対象となるのは、各法人の対象施設が同一の拠点内でない場合のみとする（同一拠点は申請不可）。